建設工事に係る入札制度の変更点（令和8年4月1日～）

令和8年4月1日以降に発注する工事の入札・契約制度について、下記のとおり改正及び運用の変更を行っております。

各案件の公告文等と併せてご確認いただきますようお願いいたします。

入札時における労務費等が明示された内訳書の提出について

1. 改正内容

令和７年12月12日付の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、

建設工事の入札参加者は、入札時に提出する工事費等内訳書に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「安全衛生経費」及び「建退共制度の掛金」の記載が必須となりました。

現行	改正後
内訳書の様式は任意とするが、入札金額と同額を一式計上したものは内訳書の提出のない入札として扱い、当該入札を無効とする。	内訳書の様式は任意とする。 **入札金額と同額を一式計上してはならない。** また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１２条及び同法施行規則第１条の規定に基づき、内訳として下記項目を記載すること。 ・材料費 ・労務費 ・法定福利費の事業主負担額 ・安全衛生経費 ・建退共制度の掛金

2. 適用日

令和８年4月1日以降に公告する案件から適用します。

3. 工事費内訳書の参考様式について

⑴工事費内訳書（土木工事）の参考様式

別紙１　内訳書参考様式（土木工事）

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
○○				
○○工				
○○工				
…	…	…		
直接工事費				
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費				
純工事費				
現場管理費				
うち法定福利費の事業主負担額				
うち建退共制度の掛金				
工事原価				
うち安全衛生経費				
一般管理費等				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

※　参考様式は、入札情報サービスに掲載しています。

⑵工事費内訳書(建築工事)の参考様式

別紙２　内訳書参考様式（建築工事）

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
直接工事費				
○○工事				
○○工事				
○○工事				
うち材料費				
うち労務費				
計				
共通費				
共通仮設費				
現場管理費				
うち建退共制度の掛金				
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額				
工事原価のうち安全衛生経費				
一般管理費等				
計				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

※　参考様式は、入札情報サービスに掲載しています。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化について

1. 改正内容

令和 6 年 12 月 13 日付の建設業法の改正を踏まえ、現場技術者の専任の合理化をし、専任現場の兼任等を可能とすることとします。

⑴専任現場の兼任

請負金額が 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 9,000 万円以上)の工事においては、監理技術者(主任技術者)を専任で配置しなければなりませんが、改正後の要件をすべて満たす場合に限り、2工事を兼任することができます。

現行
＜主任技術者・監理技術者の兼任＞ 請負金額 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)以上の工事は、兼任不可

改正後
以下のすべての要件を満たす場合、兼任可能

要件	概要
請負金額	1 億円未満 (建築一式工事は 2 億円未満)
兼任現場数	2工事現場以下
工事現場間の距離	1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内 (車など確実に実施できる手段)
下請次数	3次まで
連絡員の配置	監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置(土木、建築一式工事は実務経験1年以上)
情報通信技術	現場の施工体制を確認する措置
計画書	人員の配置を示す計画書の作成、保存(5年間)
情報通信機器	現場の状況を確認する機器の設置

⑵営業所技術者等の専任現場の兼務

営業所の技術者は、改正後の要件をすべて満たす場合に限り、当該工事の監理技術者（主任技術者）を兼務することができます。

現行
＜営業所技術者の兼務＞ 請負金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事は、兼務不可

改正後
以下のすべての要件を満たす場合、兼任可能

要件	概要
請負金額	1 億円未満 （建築一式工事は 2 億円未満）
工事契約	当該営業所において、締結された工事
工事現場数	1
営業所と当該工事現場の距離	1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内 （車など確実に実施できる手段）
下請次数	3次まで
連絡員の配置	監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置（土木、建築一式工事は実務経験1年以上）
情報通信技術	現場の施工体制を確認する措置
計画書	人員の配置を示す計画書の作成、保存（5年間）
情報通信機器	現場の状況を確認する機器の設置

2. 適用日

令和 8 年4月1日以降に公告する案件から適用します。

監理技術者補佐制度の要件の改正について

1. 改正内容

監理技術者補佐を専任で配置した専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内に限り認めることとします。

現行	改正後
専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、**本市が発注した**建設工事に限る。	専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は、1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内に限る。 （車など確実に実施できる手段）

2. 適用日

令和 8 年4月1日以降に公告する案件から適用します。

前払金の使途に関する規定の見直しについて

1. 改正内容

前払金（中間前払金を除く。）の100分の25を超えない範囲で、前払金を現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができるものとします。

市川市建設工事請負契約約款　第36条（前払金の使用等）

現行	改正後
受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。	受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の１００分の２５を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2. 適用日

令和８年4月1日以降に契約締結する工事請負から適用します。

余裕期間制度を適用する工事の試行について（令和8年5月1日～）

施工時期の平準化に資するため、工事着手前に現場代理人及び建設業法（昭和24年法律　第100号）に基づく技術者（以下、「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度（余裕期間制度）を創設しました。**なお、第1号及び第2号様式については、令和８年10月１日から変更します。**

※余裕期間とは、労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる期間で、契約締結日の翌日から工事着手する日の前日までの期間を指します。

1. 概要

本市においては、『発注者指定方式』及び『任意着手方式』を導入します。該当する案件については、「公告文」及び「施工条件の明示」に記載いたします。

『発注者指定方式』のイメージ

『発注者指定方式』は、発注者が余裕期間内で工期の開始日をあらかじめ指定する方式

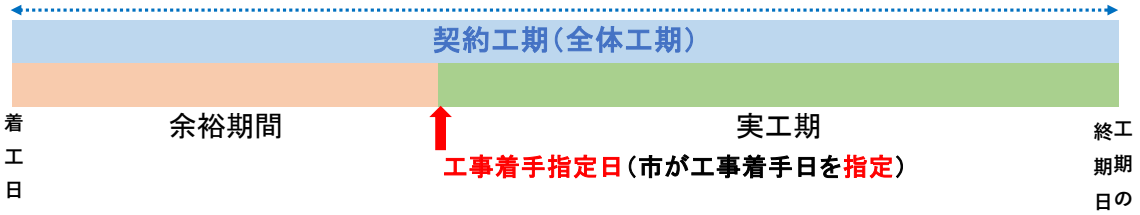

『任意着手方式』のイメージ

『任意着手方式』は、発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式

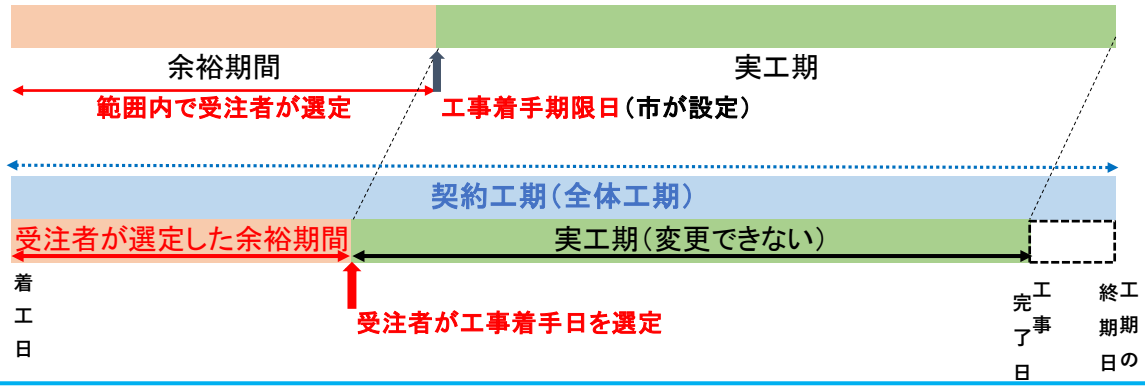

2. 余裕期間内における技術者等の配置及び工事準備について

余裕期間内は、技術者等の配置は不要です。

余裕期間内は労働者の確保等はできますが、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）は、できません。

3. 前払金について

前払金の請求は、工事着手日（発注者指定方式においては、工事着手指定日）の10日前以降でなければ請求することができません。

4. 任意着手方式における工事着手日の届け出について

契約締結後7日以内に工事着手日通知書を市川市に届け出る必要があります。

5. 工事着手日・工期の変更が生じた場合の対応について

届け出た工事着手日は、①から③の条件を満たす場合に限り、変更することができます。

① 「届け出た工事着手日の7日前」又は「変更する工事着手日の7日前」のいずれかの日にちで早く到達する日までに、工事着手日変更通知書を用いて、工事着手日の変更を市川市に届け出ること

② 前払金の請求を行っていないこと

③ 任意着手方式であり、工事着手期限日と、実工期（日数）が守られている範囲であること

『発注者指定方式』の場合

『発注者指定方式』は、工事着手指定日の変更不可

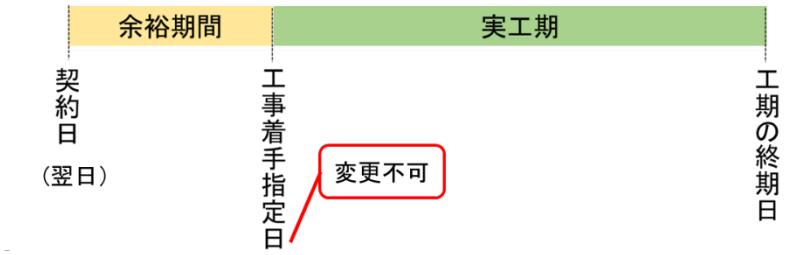

『任意着手方式』の場合

『任意着手方式』は、工事着手期限日と、実工期（日数）が守られている範囲であれば、変更可能

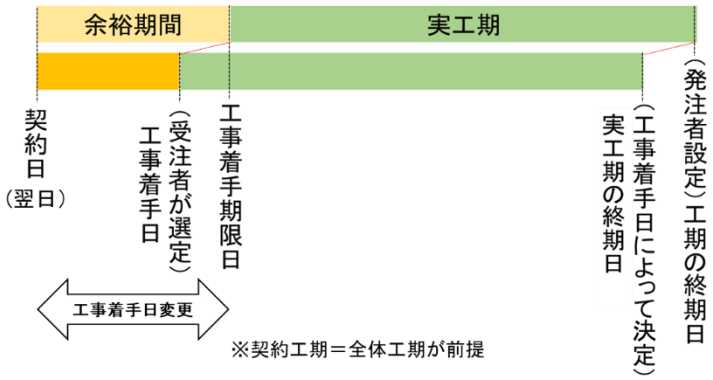

6. 適用日

令和８年5月1日以降に公告する案件から適用します。なお、第1号及び第2号様式については、令和８年10月１日から変更します。

第１号様式

令和８年10月１日からの様式

工事着手日通知書

（任意着手方式による余裕期間制度適用工事）

年　　月　　日

市　川　市　長

住所

商号又は名称　　印

氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工　事　名	
工　事　場　所	
契　約　年　月　日	年　　月　　日
全　体　工　期	自　　年　　月　　日から 至　　年　　月　　日まで
工事着手期限日	年　　月　　日
工　事　着　手　日	年　　月　　日
実工期の終期日	年　　月　　日

※ 契約締結後７日以内に提出すること。

※ 閉庁日を工事着手日及び実工期の終期日としないこと。

※ 実工期の終期日は、本通知書により通知した工事着手日から、発注者が設計図書に示す実工期を経過する日とする。

※ 契約書上の工期は、全体工期を記載するものとする。

第２号様式

令和８年10月１日からの様式

工事着手日変更通知書

（任意着手方式による余裕期間制度適用工事）

年　　月　　日

市　川　市　長

住所

商号又は名称　　印

氏名

次のとおり工事着手日を変更するので通知します。

工　事　名	
工　事　場　所	
契　約　年　月　日	年　　月　　日
全　体　工　期	自　　年　　月　　日から 至　　年　　月　　日まで
工事着手期限日	年　　月　　日
既届出工事着手日	年　　月　　日
変更工事着手日	年　　月　　日
既届出実工期の終期日	年　　月　　日
変更実工期の終期日	年　　月　　日

※ 届け出た工事着手日の７日前または、変更する工事着手日の７日前のいずれか先に到達する日迄に提出すること。

※ 閉庁日を工事着手日及び実工期の終期日としないこと。

※ 実工期の日数は変更せず、実工期の終期日は工事着手日を変更する日数分を前倒し又は後倒しするものとする。

電子契約及び電子保証の取扱いの開始について（令和8年 10 月 1 日以降）

1. 概要

令和8年 10 月 1 日以降に公告する案件より、電子契約及び電子保証の取扱いを開始することとします。

電子契約の対象案件であるかについては、公告文に記載いたしますので、公告文をご確認ください。対象となる案件において、電子契約を利用する場合には、「電子契約利用申出書」の提出が必要となります。

保証については、電子保証とするか、書面による保証証券とするかは受注者の選択となります。

現行	改正後
契約書は、書面のみ	契約書は、書面もしくは電子契約によるもの ※電子契約の対象か否かについては、公告文に記載いたします

現行	改正後
保証証券は、書面のみ	保証証券は、書面もしくは電子保証によるもの ※契約保証、前払金（中間前払金）保証、履行保証のみ対象です。

2. 適用日

令和 8 年 10 月1日以降に公告する案件から適用します。